

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業報告書）</p> <p>第二百八条の十二 「略」</p> <p>2 特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従うものとする。</p> <p>（説明書類の記載事項）</p> <p>第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p>	<p>（事業報告書）</p> <p>第二百八条の十二 「同上」</p> <p>2 特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。</p> <p>（説明書類の記載事項）</p> <p>第二百八条の十三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p>

- (1) 営業収益及び純営業収益又はこれらに相当するもの
(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの
〔3〕〔7〕 略

三 特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

- イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの

ロ 各連結会計年度終了の日における次に掲げる事項

- (1) 〔略〕
(2) 保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品又はこれに準ずるものをいう。）、(3)において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(3) 〔略〕

ハ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するものの

- (1) 営業収益及び純営業収益
(2) 経常利益又は経常損失
〔3〕〔7〕 同上

三 〔同上〕

- イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）又は連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）

ロ 〔同上〕

- (1) 〔同上〕
(2) 保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品をいう。）、(3)において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(3) 〔同上〕

ハ 特別金融商品取引業者及びその子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の四の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益及び純営業収益、経常利益

「二〇へ 略」

(説明書類の記載事項)

第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 直近の三連結会計年度(次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。)における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 営業収益(売上高その他これに準ずるものを含む。)又はこれに相当するもの

(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの
〔3〕(7) 略

四 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

ハ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五

又は経常損失並びに資産(ハにおいて「営業収益等」という。)の額として算出したもの(各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)

「二〇へ 同上」

(説明書類の記載事項)

第二百八条の二十六 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 営業収益(売上高その他これに準ずるものを含む。次号ハにおいて同じ。)

(2) 経常利益又は経常損失
〔3〕(7) 同上

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 最終指定親会社及びその子会社等(令第十五条の十六の二第

条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

五 「二」へ 略
「略」

二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の十六の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産（ハにおいて「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

五 「二」へ 同上
「同上」

別紙様式第十三号 (第七十三条第一号、第八十八条第一号、第九十五条関係)

(日本産業規格 A 4)

関係会社に関する報告書

[年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

登録番号 財務 (支) 局長 (金商) 第 号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

[1～3 略]

(注意事項)

[1～3 略]

4 親法人等及び子法人等その他関係会社がない場合には、当該報告書の作成及び提出をすることを要しない。

別紙様式第十三号 (第七十三条第一号、第八十八条第一号、第九十五条関係)

(日本産業規格 A 4)

関係会社に関する報告書

[年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

登録番号 財務 (支) 局長 (金商) 第 号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

[1～3 同左]

(注意事項)

[1～3 同左]

[加える。]

別紙様式第十七号の四 (第二百八条の十二第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 [略]

2 経理の状況

(1) [略]

(2) 連結財務諸表

(注意事項)

1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。

2 [略]

3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従い作成されたものでなければならぬ。

4 特別金融商品取引業者が、連結財務諸表を、指定国際会計基準に従い作成

別紙様式第十七号の四 (第二百八条の十二第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

(注意事項)

1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書をいう。

2 [同左]

3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成されたものでなければならぬ。

[加える。]

する場合においては、連結財務諸表の作成方針として、当該基準又は慣行により記載が求められる(1)①から④までに相当する事項を記載するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。